

大規模小売店舗届出書

令和8年7月23日

千葉県知事 熊谷俊人 様

建物設置者
ダイレックス株式会社
代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 （仮称）ダイレックス^{だ い れ っ く す く じゅうくりてん}九十九里店
所在地 千葉県山武郡九十九里町片貝字法久南200番 外

2. 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 ダイレックス株式会社 代表取締役 五味 肇
住 所 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地

3. 大規模小売店舗を新設する日

令和9年3月24日

4. 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1, 577㎡

5. 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
図面－4 平面図兼配置図：駐車場	64台
合 計	64台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
図面－4 平面図兼配置図：駐輪場	16台
合 計	16台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
図面－4 平面図兼配置図：荷さばき施設No.1	65m ²
図面－4 平面図兼配置図：荷さばき施設No.2	50m ²
合 計	115m ²

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容 量
図面－4 平面図兼配置図：廃棄物等保管施設No.1	3.60m ³
図面－4 平面図兼配置図：廃棄物等保管施設No.2	4.97m ³
合 計	9m ³

6. 大規模小売店舗の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前9時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場No.	利用可能な時間帯
駐車場	午前8時30分～午後10時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	2か所	図面－4 平面図兼配置図に記載のとおり
合 計	2か所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	利用可能な時間帯
荷さばき施設No.1 荷さばき施設No.2	午前6時から午後10時まで

添 付 書 類

1 法人にあってはその登記事項証明書＜規則第4条第1項第1号＞

別添のとおり

2 主として販売する物品の種類＜規則第4条第1項第2号＞

食料品、住・生活関連用品、家電等

3 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面

＜規則第4条第1項第3号＞

＊建物配置図

別添「図面ー4 平面図兼配置図」参照

＊各階平面図

別添「図面ー4 平面図兼配置図」参照

4 建物計画の概要

(1) 敷地の概要

① 敷地の面積 店舗敷地 6,254 m²

② 法令に基づく用途等

都市計画区域	都市計画区域内
用途地域	指定なし

(2) 立地環境

① 計画地周辺の概要

計画地は、片貝ICより西約2,000mに位置しており、周辺には店舗等が立地する。
また、店舗周辺の都市計画法上の用途地域は指定なしである。

② 隣接地の用途地域及び用途の現況

方角	用途地域	用途現況
北側	指定なし	農地が隣接
東側	指定なし	道路を挟んで店舗・住宅・病院・駐車場が隣接
南側	指定なし	道路を挟んで葬儀場・農地・事業場・駐車場が隣接
西側	指定なし	農地・ため池が隣接

(3) 店舗建物の構造及び面積等

① 建物の構造

鉄骨造 平屋建て

② 建物面積の内訳＜法第5条第1項第4号＞

ア 建築面積；2,082 m²

イ 延床面積；2,082 m²

ウ 各階ごとの店舗等の面積及び延床面積等

(単位：㎡)

区分	店舗面積	利用者が異なる 併設施設 a	利用者層が同一の 併設施設 b	その他 (共用施設等)	延床面積
1 F	1,577	—	—	505	2,082
合計	1,577	—	—	505	2,082

- ③ 利用者層が同一の併設施設（併設施設b）の内訳
該当なし

5 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

<規則第4条第1項第4号>

(1) 指針による必要駐車台数の算出

項 目 等	各事項算出のための計算式等
行政人口	13,471人 九十九里町住民基本台帳 令和8年6月1日現在
地区の区分	商業地区・ その他地区 用途地域：指定なし
S：店舗面積	1,577 千㎡ —
A：店舗面積当たり日來客数原単位	1,052.69 人／千㎡ 人口 40 万人未満・1,100－30S (S<5)
B：ピーク率	14.4% 経済産業省指針数値
L：駅からの距離	— m 駅名： —
C：自動車分担率	80% 人口 10 万人未満
D：平均乗車人員	2.0 人／台数 店舗面積 10 千㎡未満
E：平均駐車時間係数	0.6446 店舗面積 10 千㎡未満・(30+5.5S)／60
小売店舗の必要台数	62 台 $A \times S \times B \times C \div D \times E$
届出台数	64 台

(2) 市町村条例等に基づく附置義務

- ①附置義務の有無 有 ・ ~~無~~
 ②条例等名称：該当なし
 ③附置義務に基づく必要駐車台数：該当なし
 ④附置義務に基づく必要駐車台数の算出：該当なし

(3) 特別な事情による必要駐車台数の算出

該当なし

(4) 併設施設利用者のための駐車場の必要台数について

該当なし

(5) 届出駐車場の構造、収容台数、面積、敷地の状況及び駐車可能時間帯

駐車場		駐車場種類	建物外平面駐車場（自走式）
来客が 駐車 する 可能性 のある 駐車 区画	駐車区画 の数	普通車用	9 4 台
		軽自動車用	1 台
		身障者用	2 台
		高齢者用	0 台
		総収容台数 (内訳)	9 7 台 (内訳：届出台数6 4 台、従業員用3 3 台)
	駐車区画 の大きさ	普通車用	2. 6m×5. 0m×52台=676. 00㎡ 2. 6m×5. 3m×42台=578. 76㎡
		軽自動車用	2. 6m×4. 0m=10. 4㎡
		身障者用	3. 6m×5. 3m×2台=38. 16㎡
		高齢者用	—
	面積（駐車区画の大きさ×総収容台数）		1, 303. 32㎡
利用可能な出入口		合計 2 か所（出入口No. 1、出入口No. 2）	
駐車料金の徴収の有無		有 ・ （無）	
店舗専用・他の駐車場との共用の別		（店舗専用） 他用途と共用（公共駐車場の一部）	
敷地内・隔地の別（隔地の契約形態）		（敷地内） ・ 隔地	
来客用利用可能時間帯 (来客以外も含めた利用可能時間帯)		午前8時30分～午後10時30分	

(6) その他の駐車場

事 項	有無の別	当該小売店舗駐車場と 共用・別途の別	収容台数
従業員駐車場	（有） ・無	（共用） ・別途	33台
業務用駐車場	有・ （無）	—	0台
合 計			33台

6 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項<規則第4条第1項第5号>

(1) 敷地周辺の道路の状況

上段：道路No.		道路No. 1	道路No. 2	
下段：道路名（通称）		県道一宮片貝線	里道	
店舗からの方角		東側	南側	
店舗駐車場の出入口 （有の場合、出入口No.）		有 （出入口No. 1）	有 （出入口No. 2）	
搬出入車両が使う 出入口 （有の場合、出入口No.）		有 （出入口No. 1）	有 （出入口No. 2）	
幅員	車道		5. 55m	4. 25m
	車線数		片側交互 1 車線	1 車線
	歩道	店舗側	2. 12m	—
		反対側	—	1. 33m
	路肩・中央分離帯他		2. 48m	1. 60m
	合計		10. 15m	7. 18m
交通規制		制限速度 40 k m／h	規制なし	
安全施設		特になし	特になし	
信号交差点の数 （右折帯設置の交差点の数）		1 交差点 （0 交差点）	1 交差点 （0 交差点）	
横断歩道等の有無		有・無	有・無	
通学路 の有無	店舗側	有・無	有・無	
	反対側	有・無	有・無	
バス路線の有無		有・無	有・無	
バス停の有無		有・無	有・無	
拡幅予定など		—	—	

(2) 駐車場の入庫処理能力

自走式で発券ブース等のない駐車場

(3) 敷地内駐車待ちスペース

出入口No.	駐車待ちスペースの有無	実際に用意する駐車待ちスペース	発券ブースの有無	必要駐車待ちスペース		スペース「無」の場合その理由・対策
				長さ	算出根拠	
別添 平面図兼配置図: 駐車場出入口No.1	有・無	0m	有・無	-29.64m	下記のとおり	駐車場出入口にバゲートや発券ブースの設置予定がなく、入庫処理時間がわからないため。
別添 平面図兼配置図: 駐車場出入口No.2	有・無	0m	有・無	-29.64m		

<必要駐車待ちスペースの算出根拠>

{(当該入口の1分当たりの来台数×1.6) - (当該入口の1分当たりの入庫処理可能台数)} × 6 (m)

各出入口 {(96台/60分×1.6) - (450台/60分)} × 6 (m) = -29.64 (m)

(4) 現状の平日、休日（日曜）それぞれの交通量調査の結果

調査年月日	令和7年9月24日（水） 8:00～23:00 令和7年9月23日（火・祝） 8:00～23:00								
調査場所	【交差点No.1】 県道一宮片貝線×町道3027号線×里道 別添「図面-7 来店店舗地図（周辺）」参照								
調査の委託先	株式会社エス・ティ・イー総合企画								
調査方法	①路線状況調査 ・信号交差点に接する道路を主体に計画地を中心とした半径2kmの範囲で来店者が利用すると考えられる道路のレーン構成・道路幅員等の構造上の基礎調査 ②交差点形状調査 ・調査交差点の交差点形状調査 ③交差点制御状況調査 ・調査信号交差点の信号現示階梯・運用秒時（調査時間内の毎正時に計測） ・信号現示長（ストップウォッチを用いて1測定当たり1サイクル計測し記録した） ④交差点交通流量調査 ・調査交差点において自動車、自転車及び歩行者等の交通量を計測 ・自動車交通量（調査交差点において自動車交通量を方向別、時間帯別及び車種別にマニュアルカウンタを用いて計測し、1時間ごとに記録） ・自動車分類は、大型車・普通乗用車・二輪車の3分類とし、以下の区分とした 【車種区分表（3区分）】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th><th>内 容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大 型 車</td><td>1, 2, 8, 9, 0ナンバー</td></tr> <tr> <td>普 通 車</td><td>3, 4, 5, 6, 7, 8ナンバー</td></tr> <tr> <td>二 輪 車</td><td>原動機付き自転車を含む</td></tr> </tbody> </table> ・自転車及び歩行者交通量（調査交差点において道路を横断する自転車及び歩行者交通量を時間帯別にマニュアルカウンタを用いて計測し、1時間ごとに記録）	種 別	内 容	大 型 車	1, 2, 8, 9, 0ナンバー	普 通 車	3, 4, 5, 6, 7, 8ナンバー	二 輪 車	原動機付き自転車を含む
種 別	内 容								
大 型 車	1, 2, 8, 9, 0ナンバー								
普 通 車	3, 4, 5, 6, 7, 8ナンバー								
二 輪 車	原動機付き自転車を含む								
調 査 結 果	別添資料「(仮称) ダイレックス九十九里店 交通処理計画報告書」参照								

(5) 開店後の周辺道路の交通量の予測 ＜規則第4条第1項第5号＞

予 測 方 法	大規模小売店舗立地法の指針及び交通対策のに関するケーススタディに従い、上記交通量調査結果を基に予測を実施
予 測 の 根 拠	開店後交通量は、当該店舗に關連する来店客需要交通量を現況交通量に加えたものとする。
予 測 結 果	別添資料「(仮称) ダイレックス九十九里店 交通処理計画報告書」参照

7 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法<規則第4条第1項第6号>

(1) 来客の自動車を駐車場に案内する経路の設定

経路を示す図面	「図面-6 来客経路図(広域)」、「図面-7 来客経路図(周辺)」	
商圈設定の考え方	商圈人口約1万人と捉え、計画地を中心に半径2.0kmを商圈として設定した。	
経路設定の考え方 ・配慮	2車線以上、車線幅員6m以上、両側または片側に歩道が整備されている路線を経路対象路線とすることを基本とした。	
入 出 庫 の 説 明	出入口No.1	(来客) 南方面から左折入庫 (去客) 北方面へ左折出庫
	出入口No.2	(来客) 北方面から右折入庫 (去客) 南方面へ左折出庫

(2) 来客の自動車を駐車場に案内する方法及び交通への支障を回避するための方策

項 目		具体的な内容
案内表示の設置(敷地内、周辺)		・建物敷地南東側に広告塔、出入口No.1に左折入庫の案内看板を設置する。
ちらし等の配布・ホームページへの掲載などによる周知		・オープン時や繁忙期など多くの来客車両が見込まれる際には、新聞折り込みチラシに案内経路図を掲載することで、事前に情報提供を行う。 ・来客経路が通学路に指定されているため、店内掲示等により安全運転を呼びかける。
交通整理員の配置		① 配置場所: 駐車場出入口付近に配置 ② 人 数: 2名 ③ 配置日時等: 午前8時30分～午後8時00分(オープン時のみ)
周辺道路に 通学路「有」 の場合の 安全策	来客車両に係る 安全策	・繁忙期(開店時等)など多くの来客車両が見込まれる際には、必要に応じて交通整理員を配置する。 ・県道一宮片貝線に面する出入口No.1には、横断歩行者に対する注意喚起看板を設置する。
	荷さばき車両に係る 安全策	・通学時間帯を極力避けた運行計画を立てるとともに、搬入業者には周辺に通学路があることを周知し、安全運転を徹底させる。
右折入庫「有」の場合の角折結果、具体的安全対策等		・県道に面する出入口No.2では、右折入庫を伴うものであり、右折による「遅れの程度」をもって評価した結果、右折入庫流動を含む幹線西側流動は平日及び休日ともに「滞留はなく、遅れなし」と評価され、来客車両の入出庫流動が周辺道路に与える影響は比較的小さいものであると考えられるが、繁忙期(開店時等)など多くの来客車両が見込まれる際には、必要に応じて交通整理員を配置して安全に誘導する。
その他交通への支障を回避するための方策		・繁忙期(開店時等)など多くの来客車両が見込まれ、駐車場不足が懸念される際には、従業員用駐車場を来客用に開放するとともに、出入口付近に交通整理員を配置して周辺地域に混雑が生じないよう誘導を行う。 ・オープン時対策として、地元警察署と協議を行い、来客車両の誘導及び歩行者の安全対策に努めていく。 ・オープンに伴って来客車両により周辺道路の交通流に変化が生じ、周辺地域の生活道路に渋滞等の影響が生じた場合には、関係機関と協議を行い、適切な対応を検討する。

8 駐輪場の計画

(1) 駐輪場の収容台数

*届出収容台数：16台

(2) 指針の参考値による必要駐輪台数の算出

S：店舗面積	1,577 m ²
必要駐輪台数算出式	S：1,577/35 m ²
必要駐輪台数	45 台

(3) 市町村条例等に基づく附置義務

- ①附置義務の有無 有 ・ 無
- ②条例等名称：該当なし
- ③附置義務に基づく必要駐輪台数：該当なし
- ④附置義務に基づく必要駐輪台数の算出：該当なし

(4) その他の事情による駐輪台数の算出

- ① 必要駐輪台数 14 台
- ② 算出根拠
- ・ 既存店実績による算出根拠
既存店舗の休日のピーク時滞留台数をもとに、店舗面積比が最も小さい茂原店の比率を用いて計画店舗の必要台数を算出した。

必要駐輪台数＝計画店舗面積（1,577 m²）÷111 m²/台＝14 台

ダイレックス茂原早野店

店舗面積：1,439 m²
調査日：令和8年5月17日（日）
ピーク時滞留台数：13 台
店舗面積比：111 m²/台

ダイレックス八街店

店舗面積：1,379 m²
調査日：令和8年5月17日（日）
ピーク時滞留台数：12 台
店舗面積比：115 m²/台

ダイレックス千葉旭店

店舗面積：1,214 m²
調査日：令和8年5月17日（日）
ピーク時滞留台数：9 台
店舗面積比：135 m²/台

(5) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場No.	駐輪場構造	届出収容台数			面積	駐輪区画の大きさ／1台		料金徴収の有無
		自転車	原付	合計		自転車	原付	
駐輪場	平面式	16 台	—	16 台	16.0 m ²	0.5m×2.0m×16 台	—	有・無

(参考) 自動二輪車用駐車場

駐車場と共用するため、特になし。

(6) 駐輪場の管理体制

整理員等の配置		・店舗従業員の適宜見回りにて対応する。
管理体制	営業時間内	・店舗従業員の適宜見回りにて対応する。
	営業時間外、深夜等	・閉店後は、駐車場出入口をチェーンにて閉鎖することで、駐輪場を使用できなくする。

(7) 駐輪場案内の表示方法

駐輪場である旨の路面表示

別添「図面－8. 1 動線計画図（1）」参照

9 荷さばき施設の計画

(1) 荷さばき施設の面積・構造

荷さばき施設No.	届出面積	想定する車両 (想定する車両の大きさ)	同時作業 可能台数	待機スペース	
				有無 (待機可能台数)	届出面積に含まれるか
荷さばき施設No.1	65.0 m ²	4 t 車、10 t 車	1 台	無	—
荷さばき施設No.2	50.0 m ²	4 t 車	1 台	無	—
合 計	115 m ²	—	—	—	—

(2) 搬出入車両の出入口

荷さばき施設No.	搬出入車両の出入口の数（専用・兼用の別）	出入口No.
荷さばき施設No.1	来客兼用2か所	出入口No.1
荷さばき施設No.2		出入口No.2

(3) 荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設No.	荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設No.1 荷さばき施設No.2	午前6時から午後10時まで

(4) 搬出入車両の安全策

荷さばき施設No.	出入口における安全策	敷地内での安全策
荷さばき施設No.1 荷さばき施設No.2	・通学時間帯を極力避けた運行計画を立てるとともに、搬入業者には安全運転を徹底させる。	・営業時間中に荷さばき車両を入出庫させる際には、従業員にて安全に誘導を行い、事故の発生防止に努める。 ・10 t 車での搬出入は来客車両との交錯を避けるべく営業時間外に行う。

10 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯

<規則第4条第1項第7号>

【荷さばき施設No.1】

時間帯	搬出入車両			廃棄物 車両…b	総合計 a + b	延べ処理時間 (搬出入+廃棄物)
	4t車	10t車	計…a			
6時～ 7時	0台	1台	1台	0台	1台	30分
7時～ 8時	0台	0台	0台	0台	0台	0分
8時～ 9時	1台	0台	1台	1台	2台	30分
9時～10時	1台	0台	1台	0台	1台	20分
10時～11時	1台	0台	1台	0台	1台	20分
11時～12時	0台	0台	0台	0台	0台	0分
12時～13時	0台	0台	0台	0台	0台	0分
13時～14時	1台	0台	1台	0台	1台	20分
14時～15時	0台	0台	0台	0台	0台	0分
15時～16時	0台	0台	0台	0台	0台	0分
16時～17時	0台	0台	0台	0台	0台	0分
17時～18時	0台	0台	0台	0台	0台	0分
18時～19時	1台	0台	1台	0台	1台	20分
19時～20時	0台	0台	0台	0台	0台	0分
20時～21時	0台	0台	0台	0台	0台	0分
21時～22時	1台	0台	1台	0台	1台	20分
合 計	6台	1台	7台	1台	8台	
1台当たりの 平均的処理時間	20分	30分	—	10分	—	—

【必要な荷さばき施設の確保の状況】

・同時作業可能台数：1台…A

・1時間当たり延べ処理可能時間：60分（60分×A）…B

・ピーク時処理時間：6時～7時、8時～9時 延べ30分…C

B（1時間当たり処理可能時間）>C（ピーク時処理時間）であり、ピーク時でも対応可能な計画としている。

【荷さばき施設No.2】

時間帯	搬出入車両		廃棄物 車両…b	総合計 a + b	延べ処理時間 (搬出入+廃棄物)
	4t車	計…a			
6時～ 7時	1台	1台	0台	1台	20分
7時～ 8時	0台	0台	0台	0台	0分
8時～ 9時	0台	0台	1台	1台	10分
9時～10時	1台	1台	0台	1台	20分
10時～11時	0台	0台	0台	0台	0分
11時～12時	0台	0台	0台	0台	0分
12時～13時	0台	0台	0台	0台	0分
13時～14時	1台	1台	0台	1台	20分
14時～15時	0台	0台	0台	0台	0分
15時～16時	0台	0台	1台	1台	10分
16時～17時	0台	0台	0台	0台	0分
17時～18時	0台	0台	0台	0台	0分
18時～19時	1台	1台	0台	1台	20分
19時～20時	0台	0台	0台	0台	0分
20時～21時	0台	0台	0台	0台	0分
21時～22時	1台	1台	0台	1台	20分
合 計	5台	5台	2台	7台	
1台当たりの 平均的処理時間	20分	—	10分	—	—

【必要な荷さばき施設の確保の状況】

- ・同時作業可能台数：1台…A
 - ・1時間当たり延べ処理可能時間：60分（60分×A）…B
 - ・ピーク時処理時間：6時～7時、9時～10時、13時～14時、18時～19時、21時～22時
延べ20分…C
- B（1時間当たり処理可能時間）>C（ピーク時処理時間）であり、ピーク時でも対応可能な計画としている。

【1日当たり搬出入車両台数】

荷さばき施設No.	搬出入車両			廃棄物 車両…b	総合計 a + b
	4t車	10t車	計…a		
荷さばき施設No.1	6台	1台	7台	1台	8台
荷さばき施設No.2	5台	0台	5台	2台	7台
合 計	11台	1台	12台	3台	15台

1.1 遮音壁等を設置する場合にあつては、その位置及び高さを示す図面 <規則第4条第1項第8号>
該当なし

1.2 各関連施設から発生する騒音に対する対策の概要等

(1) 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場構造	届出台数 (総収容台数)	利用時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
平面平置駐車場	64台 (97台)	8:30~22:30	・駐車場は段差のない構造とし、騒音の発生防止に努める。	・繁忙期など多くの来店車両が見込まれる際には、出入口付近に交通整理員を適宜配置して場内走行の円滑化を図り、渋滞による騒音の発生を抑制する。 ・利用時間外には駐車場出入口をチェーンで閉鎖し、外部からの侵入者が騒音を発生することがないよう配慮する。

(2) 荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要

項 目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の騒音対策	・十分な作業スペースを確保し、搬出入計画に基づいて行うことで、作業時間の短縮に努める。
荷さばき作業の騒音対策	・荷さばき車両のアイドリングを禁止（但し、エンジンを停止することができない保冷車のアイドリングは除く）するなど、作業員に対して騒音防止の意識を徹底する。

(3) 廃棄物収集作業に係る騒音対策の概要

廃棄物回収場所の構造	回収時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
建物内（1階）	6:00~22:00	・密閉性が確保された構造としている。	・早朝、夜間には回収を行わない。 ・ゴミの排出量を極力減らし、収集時間を短縮できるよう努めるとともに、業者には騒音抑制の意識を徹底させ、必要以外のエンジンの空ぶかしは行わないよう協力を要請する。

(4) BGM等の営業宣伝活動の予定

* BGM等の使用の有・無 有 ・ (無)

1.3 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間及び位置を示す図面
 <規則第4条第1項第9号>

項 目	設置の有無	設置数	騒音レベル	稼働時間帯	騒音対策	定格出力等
冷却塔	有・ 無	—	—	—	—	—
冷凍室外機	有・無	1	54.1dB	終 日	・定期的に保守点検を実施して故障等による異音の発生を防止する。	圧縮機出力 1.6kW
		2	56.7dB	終 日		圧縮機出力 7.3kW
		3	62.7dB	終 日		圧縮機出力 18.3kW
空調室外機	有・無	9	62.0dB	8:30～22:00		圧縮機出力 5.7kW
		2	46.1dB	8:30～22:00		圧縮機出力 0.9kW
		2	50.1dB	8:30～22:00		圧縮機出力 2.1kW
		3	52.1dB	8:30～22:00		圧縮機出力 2.8kW
		1	59.1dB	8:30～22:00		圧縮機出力 4.6kW
送風機	有・ 無	—	—	—	—	—
排気口	有・無	6	52.4dB	8:30～22:00	・定期的に保守点検を実施して故障等による異音の発生を防止する。	出力 0.1kW
		2	51.4dB			出力 2.2kW
		2	46.0dB			—
		3	47.0dB			出力 0.1kW
キュービクル	有・ 無	1	51.7dB	終 日	—	—

※別添「図面ー9 騒音発生源位置図」参照

1.4 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
 <規則第4条第1項第10号>

予測地点			昼間 (午前6時～午後10時)		夜間 (午後10時～午前6時)	
	高さ	用途地域 (地域の類型)	環境基準 (dB)	予測結果 (dB)	環境基準 (dB)	予測結果 (dB)
A	1.5m	無指定地域 (指定なし)	5 5	5 3	4 5	3 6
B	1.5m	無指定地域 (指定なし)	5 5	4 7	4 5	3 5
C	1.5m	無指定地域 (指定なし)	5 5	4 8	4 5	3 8
D	1.5m	無指定地域 (指定なし)	5 5	5 4	4 5	4 4

※ 予測式等を用いた計算は、別添資料「(仮称)ダイレックス九十九里店 騒音予測評価報告書」に示す。

〔予測結果の評価について〕

予測の結果、「昼間」及び「夜間」の等価騒音レベルは全ての地点で基準値を満足するものであり、出店計画に伴い店舗から発生する騒音が周辺地域へ与える影響は少ないものと推察された。

15 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音の発生が見込まれる場合にあつては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 <規則第4条第1項第11号>

予測地点			規制基準 (dB)	予測結果 (dB)	備考欄
	高さ	用途地域 (区域の区分)			
⑮	0.5m	無指定地域 (指定なし)	50	34	適合
⑯	1.9m		50	35	適合
⑰	1.9m		50	36	適合
⑱	2.0m		50	39	適合
㉑	2.0m		50	37	適合
㉒	2.0m		50	37	適合
㉓	2.0m		50	42	適合
㉔	1.5m		50	42	適合
㉕	0.6m		50	74	不適合
㉖	0.6m		50	57	不適合
㉗	0.6m		50	57	不適合
㉘	0.6m		50	46	適合
㉙	0.6m		50	55	不適合
㉚	0.6m		50	74	不適合
㉛	0.6m		50	55	不適合
㉜	0.6m		50	55	不適合
㉝	0.6m		50	54	不適合
㉞	0.5m		50	56	不適合

<騒音レベル最大値の合成音>

予測地点			規制基準 (dB)	予測結果 (dB)	備考欄
	高さ	用途地域 (区域の区分)			
a	1.5m	無指定地域 (指定なし)	50	43	適合
c	1.5m		50	43	適合
d	1.5m		50	44	適合

※ 予測式等を用いた計算は、別添資料「(仮称)ダイレックス九十九里店 騒音予測評価報告書」に示す。

[予測結果の評価について]

予測の結果、基準値を上回ることが予測された。

■住居等の隣地境界上

店舗敷地境界上で基準値を上回る来客車両走行音について、住居等の隣地境界上において再予測を行った結果、基準値を上回ることが予測された。

近接する隣地境界線上における騒音レベル最大値の予測結果

騒音発生源					基準距離 における 騒音レベル (dB)	予測地点 までの 距離(m)	距離減衰量 (dB)	回折減衰量 (dB)	予測地点 における 騒音レベル (dB)
	予測 地点	番号	機 器 名 称	高さ					
	①'	※	来客車両走行音（線分番号始点-1）	0.6	74.0	10.6	20.5	－	53.5
	②'	※	来客車両走行音（線分番号終点-2）	0.6	74.0	10.7	20.6	－	53.4
	③'	※	来客車両走行音（線分番号始点-3）	0.6	74.0	10.7	20.6	－	53.4
	⑤'	※	来客車両走行音（線分番号終点-5）	0.6	74.0	18.1	25.2	－	48.8
	⑥'	※	来客車両走行音（線分番号終点-6）	0.6	74.0	9.3	19.4	－	54.6
	⑦'	※	来客車両走行音（線分番号終点-7）	0.6	74.0	18.2	25.2	－	48.8
	⑧'	※	来客車両走行音（線分番号始点-8）	0.6	74.0	18.2	25.2	－	48.8
	⑨'	※	来客車両走行音（線分番号終点-9）	0.6	74.0	20.9	26.4	－	47.6
	⑩'	※	来客車両走行音（線分番号終点-10）	0.6	74.0	18.5	25.3	－	48.7
			基 準 値						50

■大規模小売店舗から近接した住居側

住居等の隣地境界上で基準値を上回る来客車両走行音について、最も近接して立地する住居側において再々予測を行った結果、下表に示すとおり基準値を満足するものと予測された。

開店後、店舗から発生する騒音によって、苦情等が発生した場合には、発生源対策を含め誠意をもって対応してまいります。

近接する住居側における騒音レベル最大値の予測結果

騒音発生源					基準距離 における 騒音レベル (dB)	予測地点 までの 距離(m)	距離減衰量 (dB)	回折減衰量 (dB)	予測地点 における 騒音レベル (dB)
	予測 地点	番号	機 器 名 称	高さ					
	①''	※	来客車両走行音（線分番号始点-1）	0.6	74.0	17.5	24.9	－	49.1
	②''	※	来客車両走行音（線分番号終点-2）	0.6	74.0	43.0	32.7	－	41.3
	③''	※	来客車両走行音（線分番号始点-3）	0.6	74.0	43.0	32.7	－	41.3
	⑥''	※	来客車両走行音（線分番号終点-6）	0.6	74.0	53.7	34.6	－	39.4
			基 準 値						50

16 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測結果及びその算出根拠
 <規則第4条第1項第12号>

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

廃棄物種別	店舗面積：S		一日当たり廃棄物 排出量A (指針原単位×S)	平均保管 日数 B	見かけ比重 (t/m ³) C	A×B÷C
紙製廃棄物等	6 千m ² 以下	1. 577 千m ²	0. 328016t	1 日	0. 10	3. 28m ³
金属製廃棄物等	6 千m ² 以下	1. 577 千m ²	0. 011039t	1 日	0. 10	0. 11m ³
ガラス製廃棄物等	6 千m ² 以下	1. 577 千m ²	0. 009462t	1 日	0. 10	0. 09m ³
プラスチック製廃棄物等	6 千m ² 以下	1. 577 千m ²	0. 031540t	1 日	0. 01	3. 15m ³
生ごみ等	6 千m ² 以下	1. 577 千m ²	0. 266513t	1 日	0. 55	0. 48m ³
その他可燃物	1. 577 千m ²		0. 085158t	1 日	0. 38	0. 22m ³
(端数処理：四捨五入)				合 計		7 (7.33) m ³

(2) 特別な事情による廃棄物等の予測排出量
 該当なし

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況
 該当なし

(4) 廃棄物等の保管場所の計画

【廃棄物等保管施設No.1】

ア 廃棄物保管施設の計画 <規則第3条第1項第4号>

区分	保管可能な 容量 (A×B)	保管可能な 面積A	保管可能な 高さB	廃棄物保管施設 の位置
紙製廃棄物等	3.60 m ³	2.40 m ²	1.5m	図面－4 平面図兼配置図
合 計	3.60 m ³	2.40 m ²	1.5m	
(参考) 廃棄物保管施設全体の面積 (C) 2.40 m ² (C≧A)				

イ リサイクル品 (再利用対象物) 保管施設の計画 <規則第3条第1項第4号>
 紙製廃棄物等のリサイクル品保管施設は、廃棄物等保管施設と兼用します。

ウ 廃棄物等保管施設の容量 (届出容量＝保管可能な容量の合計)

廃棄物保管施設No.1の容量	3.60 m ³
----------------	---------------------

【廃棄物等保管施設No.2】

ア 廃棄物保管施設の計画 <規則第3条第1項第4号>

区分	保管可能な 容量（A×B）	保管可能な 面積A	保管可能な 高さB	廃棄物保管施設 の位置
金属製廃棄物等	0.32 m ³	0.21 m ²	1.5m	図面－4 平面図兼配置図
ガラス製廃棄物等	0.31 m ³	0.21 m ²	1.5m	
プラスチック製廃棄物等	3.42 m ³	2.28 m ²	1.5m	
生ごみ等	0.92 m ³	0.61 m ²	1.5m	
その他可燃物				
合 計	4.97 m ³	3.31 m ²	1.5m	
（参考）廃棄物保管施設全体の面積（C） 3.31 m ² （C≧A）				

イ リサイクル品 (再利用対象物) 保管施設の計画 <規則第3条第1項第4号>

金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等、**生ごみ等**のリサイクル品保管施設は、廃棄物等保管施設と兼用します。

ウ 廃棄物等保管施設の容量（届出容量＝保管可能な容量の合計）

廃棄物保管施設No.2の容量	4.97 m ³
----------------	---------------------

廃棄物保管施設の総容量	9 (8.57) m ³ ≥ 7.33 m ³ (指針の予測量合計)
-------------	--

1.7 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画・食品加工場の計画

(1) 廃棄物減量化・リサイクル計画

ア 法令への対応

①食品リサイクル法対応	- 食品リサイクル法に基づき食品加工場から排出される厨芥類の堆肥化について業者へ処分委託する。 - 売れ残り等の食品ロスに関して店舗で分別をし、リサイクルをする。また、売れ残りを防ぐために仕入れ量を適切に管理する。
②容器包装リサイクル法対応	- ダンボールや空き缶、空き瓶は、再生処理として指定業者に委託する。 - リサイクル対策等の推進として、廃棄物の分別処理を徹底し、梱包材の再利用の徹底を行う。
③家電リサイクル法対応	- 販売時に家電リサイクル法について説明を行う。 - 法令に基づき廃家電の引き取り、許可業者へ収集・運搬の委託を行う。
④小型家電リサイクル法対応	認定事業者や市町村による回収ボックスの設置について要請があれば協力を検討する。
⑤資源有効利用促進法対応（パソコン等）	・該当なし

イ その他廃棄物減量化・リサイクルの取組

①商品搬入時における取組	・商品搬入及び配送時には通い箱等を使用し、ダンボール等の廃棄物低減に努める。
②営業活動における取組	・店舗から排出される商品梱包用段ボールや空き缶を分別保管し、業者に依頼して再資源化を図る。
③地域住民等の意識を高めるための活動内容の公表等の取組	・ポスター等により消費者にごみ減量化やリサイクルの推進を呼びかける。
④その他取組	・従業員に対して、分別・リサイクルを徹底するよう指導する。

ウ 廃棄物リサイクル・処理計画

廃棄物の種類	リサイクル割合	処理方法・資源化後の利用方法 (主なもの)	処分業者
紙製廃棄物等	100%	圧縮し、リサイクル古紙に再生	未定
金属製廃棄物等	100%	圧縮・切断し、スクラップ原料に再生	未定
ガラス製廃棄物等	100%	破碎し、カレット・砕石・骨材に再生	未定
プラスチック製廃棄物等	100%	圧縮・梱包または熔融し、プラスチック原料に再生	未定
生ごみ等	100%	飼料化、肥料化	未定
その他可燃性廃棄物等	0%	焼却	東金市外三市町清掃組合 環境クリーンセンター

(2) 食品加工場等計画

加工の具体的内容	- 青果：スライス、パック詰め - 精肉：スライス、パック詰め - 惣菜：調理加工、パック詰め
悪臭対策	- 悪臭の元となる生ごみは、密閉性が確保できる保管施設に収納するとともに、冷蔵設備を設置することで、悪臭が漏出しないように配慮する。 - 定期的に保管庫を水洗洗浄することにより、悪臭発生防止を図る。
汚水対策	・施設から出る排水はグリストラップにより処理され、敷地外へ排出される。

1 8 防災・防犯対策への協力

(1) 防災対策

防災協定等締結（予定）の有無	有 ・ (無)
締結（予定）協定の内容	
協定以外の防災対策への協力	地方公共団体から格段の要請はないが、災害時の避難場所として駐車場等敷地の一部の使用、若しくは、店舗で扱っている物資の緊急時における提供について、要請があれば協議検討のうえ協力する。

(2) 小売店舗に係る防犯対策

・駐車場内には、適切に照明設備を配置することで死角を排除し、青少年のたまり場とならないよう配慮する。 ・従業員による定期的な店内巡回や声かけを行うことで、防犯に努める。 ・営業終了後には、店舗周辺部や駐車場への蟻集を防止するため、駐車場出入口をチェーンで閉鎖する。 ・警察署との連携が図れるよう緊急時の防犯体制を整備する。
--

(3) 併設施設における防犯対策・非行防止策

該当なし

1 9 街並みづくり等への配慮に関する事項

(1) 街並みづくり等への配慮事項

【計画等名】千葉県屋外広告物条例
【上記計画に沿って、当該店舗において配慮する事項】 ・建物の外壁等は、周辺の環境との調和を図り、景観上支障がないよう配慮する。 ・広告物は、屋外広告物条例を遵守し、良好な景観の形成及び風致の維持に配慮する。

(2) 敷地内の緑化計画

敷地面積	緑化面積	必要緑化面積算出根拠
6,254 m ²	191.08 m ² (3%)	① 必要緑化面積：187.62 m ² ② 根拠法令：九十九里町宅地開発指導要綱 ③ 計算式：敷地面積 6,254 m ² × 3% = 187.62 m ²
<緑化の内容> ・建物敷地南東側に緑化（芝張り）している。		

(3) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	未 定	未 定
照明灯の方向	駐車場内に照射	広告塔方向に照射
照明の強さ	1 灯 60W（予定）	未 定
点灯時間	日没から駐車場閉鎖時間まで（時期によって変動）	
光害対策	・周辺近隣に対して光害を発生させないよう照明の配置、方向、光源の種類に配慮する。	

(4) その他、景観への配慮

特記すべき事項
・特になし

2 0 歩行者の通行の利便性の確保

歩行者の通行の利便性の確保	・繁忙期（開店時等）など多くの来店車両が見込まれる際には、各出入口付近に交通整理員を配置して来店車両の円滑な誘導と横断歩行者の安全を確保する。 ・駐車場出口には、停止線の路面表示を行うことで、帰宅車両の一旦停止を促し、横断歩行者の安全を確保する。
夜間照明の設置	(有) ・ 無

2 1 その他、設置者及び小売業者が指針で求めている配慮事項以外に地域社会へ協力できる事項等

- ①地域の祭りや各種行事について申し出があった場合には協力を検討する。
 ②バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に適合した店舗づくりをめざし、多目的トイレ等の設置を検討する。
 ③従業員の採用にあたっては、地元から優先的に雇用できるよう配慮する。

2 2 届出事項一覧表

届出事項		
店舗面積		1, 577 m ²
駐車場の位置及び収容台数	位置	図面－4 平面図兼配置図
	収容台数	駐車場 64台
駐輪場の位置及び収容台数	位置	図面－4 平面図兼配置図
	収容台数	駐輪場 16台
荷さばき施設の位置及び面積	位置	図面－4 平面図兼配置図
	面積	荷さばき施設No.1 65.0 m ²
		荷さばき施設No.2 50.0 m ²
		合 計 115 m ²
廃棄物等保管施設の位置及び容量	位置	図面－4 平面図兼配置図
	容量	廃棄物保管施設No.1 3.60 m ³
		廃棄物保管施設No.2 4.97 m ³
		合 計 9 (8.57) m ³
開店時刻及び閉店時刻		開店時刻 午前9時、閉店時刻 午後10時
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前8時30分～午後10時30分
駐車場の自動車の出入口の数及び位置	数	2か所
	位置	図面－4 平面図兼配置図
荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時～午後10時

3. 60 m ³
4. 97 m ³
9 m ³

添付図面

- 図面－１ 建物位置図（広域図）
- 図面－２ 周辺見取図
- 図面－３ 用途地域図
- 図面－４ 平面図兼配置図
- 図面－５ 求積図及び求積表
- 図面－６ 来退店経路図（広域）
- 図面－７ 来退店経路図（周辺）
- 図面－８．１ 動線計画図（１）
- 図面－８．２ 動線計画図（２）
- 図面－９ 騒音発生源位置図
- 図面－１０ 立面図

■登記事項証明書 「ダイレックス株式会社」

別添資料

- 「(仮称) ダイレックス九十九里店 交通処理計画報告書」参照
- 「(仮称) ダイレックス九十九里店 騒音予測評価報告書」参照